

葛飾区環境配慮指針について

平成22年6月10日

I 策定の背景

葛飾区では、平成20年7月、「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区の率先行動である「第3次葛飾区環境行動計画」とともに、区内の温室効果ガス排出量を削減するための取り組みを進めている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策推進法の改正や、東京都環境確保条例の「地球温暖化対策報告書制度」の創設等、温暖化対策に関する社会情勢が大きく変化する中、区は様々な環境施策を進めるとともに、自らも地域社会における事業者・消費者として、法等の義務事項に配慮しつつ、より一層の率先かつ積極的な環境配慮行動を進める必要がある。

そのため、本年3月、公園・道路を含むすべての公共施設の整備において、一定の環境配慮の水準や必要な技術的事項等を区独自に定め、環境配慮の方向性について明確に示す基本的な指針として「葛飾区環境配慮指針」を策定したものである。

II 葛飾区環境配慮指針

1 葛飾区環境配慮指針

(1) 指針の目的

本指針は、「計画・設計」、「施工」、「管理・運用」の各段階において、エネルギー使用の合理化や資源の適正利用、自然環境・生活環境の保全を図るとともに、緑化、有害物質対策、環境負荷の少ない製品の使用等、直接または間接的な環境負荷をできるかぎり低減し、周辺環境、景観との調和、生態系などに配慮して街づくりを進めることを目的とする。

(2) 対象範囲

指針の対象は、葛飾区が保有する施設（建築物）、公園及び道路とする。

(3) 基本方針

- ①街づくり全体での環境配慮を進める
- ②ライフサイクルコストを勘案し、環境配慮を定着させる
- ③環境配慮意識を向上し、環境配慮の取組を積極的に実践する
- ④環境配慮の地域への展開を図る

(4) 環境配慮目標（削減目標）の設定

各施設の環境配慮技術の導入状況について、施設の区分に応じ、新築や大規模改修等において達成すべき環境配慮目標となる評価点を設定した。

2 葛飾区環境性能基準・配慮技術

(1) 葛飾区環境性能基準（建築物 188 項目、公園・道路 55 項目）

「計画・設計」、「施工」、「管理・運用」の段階ごとに、エネルギー使用の合理化・資源の適正利用・緑化推進等の各環境配慮項目について、必ず一定以上の水準をクリアするため、積極的に採用すべき技術項目を重点項目（●）、同種項目の中で重点項目を含み一項目以上の採用が望ましい技術項目を選択項目（○）とする環境性能基準を設定した。

(2) 環境配慮技術の解説（131 項目）

各施設管理者が環境性能基準を理解し、確実に技術を導入するため、各環境配慮技術の解説について、各々の技術内容や配慮すべき段階、採用条件、省エネ効果等について詳細に記載した。

また、様々な技術を組み合わせた施設全体での省エネ効果については、昨年度実施したモデル施設での省エネ診断結果を参考として掲載している。

※省エネ診断実施施設…総合庁舎、堀切地区センター、新水元保育園、中青戸小学校

3 葛飾区環境配慮指針の運用について

各課・施設管理者、工事主管課、環境課の各主体がこの指針を的確に運用していくための運用手順や、指針に基づき採用した環境配慮技術の実績把握のためのチェックシートを掲載するとともに、各施設での環境マネジメント、職員への啓発等について定めた。

今後は、この指針に基づく環境配慮を積極的かつ計画的に進めていく。

さらに、区の取組状況を区民や事業者に広くPRすることにより、環境配慮に対する関心を高め、区全体の環境配慮の促進も図っていく。